

## 国際会計基準による研究開発費の会計

西村優子

1. はじめに .
2. 研究費と開発費の会計処理
3. 開発費の資産計上額
4. 開発費の減損
5. 開発費の使用価値の測定
6. むすび

### 1. はじめに

1998年10月に国際会計基準委員会は国際会計基準 ( I A S : International Accounting Standards ) 第38号「無形資産 ( Intangible Assets )」を制定したが、この基準において、研究開発活動から生じる識別可能な資産は、その活動の基本的成果が知識であるために無形資産であるとし [ I A S C , 1998b, par.16 ]、ソフトウェア、商標権、特許権その他の工業所有権などの内部創出無形資産と同様に処理することを規定している<sup>(1)</sup>。そこで、それまで研究開発費について規定していた国際会計基準改訂第9号「研究開発費の会計 ( Research and Development Costs )」は国際会計基準第38号に統合されて失効した。国際会計基準第38号においては、研究費については支出時に将来の経済的便益の生じる可能性が高いことが立証できないために、全額費用として認識計上し、開発費については、将来の経済的便益を生じる可能性が高いなどの一定の基準を満たすことを立証できるときには、資産計上を強制している。国際会計基準では、研究費は将来の経済的便益を生じる無形資産が存在する可能性が高いことを立証し難いために、発生時に全額費用計上することを規定し、開発費は無形資産の要件を満たすことを立証できるときは資産計上が強制される。

ところで、わが国の大蔵省企業会計審議会が1998年3月に制定した「研究開発費等に関する会計基準」や、米国の財務会計基準書 ( Statement of Financial Accounting Standards ) 第2号「研究開発費の会計 ( Accounting for Research and Development Costs )」では、研究費も開発費も発生時に全額費用計上することを規定しているので、国際会計基準の会計処理と比較すると、研究費についてはいずれの規定も費用処理であり同様の規定となっているが、開発費の会計処理については、国際会計基準第38号では、一定要件を満たすものは強制的に資産処理を規定するために、その規定は異なることとなる。さらに国際会計基準の規定では、開発費の資産処理をした場合には、減損の規定が適

用される。

そこで、本稿では、国際会計基準第38号の規定に基づいた研究費ならびに開発費の会計処理、一定要件を満たす開発費の資産処理が強制される場合の資産の取得原価、償却、および使用価値の予測と減損額の測定について考察する。

## 2. 研究費と開発費の会計処理

### (1) 研究費の会計処理

国際会計基準第38号は、改訂国際会計基準第9号と同様に、研究費と開発費との会計処理を区別し、研究費（あるいは内部プロジェクトの研究段階）は発生時に費用として認識する[IAS38, 1998, par.42]。このように規定されたのは、プロジェクトの研究段階では、将来の経済的便益を生じる無形資産が存在する可能性が高いことを立証できないためである。

### (2) 開発費の会計処理

開発費については、次の無形資産の定義要件と認識規準を満たすことを立証でき、内部創出無形資産の要件を満たす場合には、無形資産として認識しなければならない[IAS38, 1998, par.18]。

#### 無形資産の定義要件

無形資産とは、商品またはサービスの生産あるいは供給に使用するため、自己以外に賃貸するため、あるいは管理目的のために所有している、以下の性格を有する物質的実体のない非貨幣的資産をいう[IAS38, 1998, par.7]。ここで資産とは、次の3つの基準を満たす資源である。

- (a) 識別可能である。
- (b) 過去の事象の結果として企業が支配する資源である。
- (c) 将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される資源である。

ここで、将来の経済的便益（future economic benefits）とは、製品・サービスの売上収益や、コスト節約高、企業による資産の利用から生じるその他の便益をいう[IAS38, 1998, par.17]。たとえば、製造プロセスにおける知的資産の使用は、将来の収益増加よりも、むしろ将来の製造原価の減少をもたらす可能性があると考えられる。

#### 無形資産の認識規準

次の2つの規準を満たす場合、無形資産として認識される[IAS38, 1998, par.19]。

- (a) 資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。
- (b) 資産の原価が信頼性をもって測定できる。

したがって、経営者は資産の耐用年数にわたり、将来の一連の経済状況に関する最善の見積りを

しめす合理的かつ容認可能な仮定にもとづいて、企業の将来の経済的便益が流入する確率を見積もる必要がある[IAS38, 1998, par.20]。また、企業は、認識当初の時点で利用可能な証拠 外部証拠により多くのウエイトが置かれるが に基づいて、資産の使用に起因する将来の経済的便益のフローの入手確実性を評価するために判断を必要とする[IAS38, 1998, par.21]。

#### 内部創出資産の要件

国際会計基準第38号では、改訂国際会計基準第9号の規定と同様に開発活動（あるいは内部プロジェクトの開発段階）から生じる無形資産については、上記の無形資産の認識規準を満たし、企業が次の6つの基準をすべて満たすことを立証できるとき、資産計上が強制される[IAS38, 1998, par.45]。

- (a) 使用あるいは販売のために利用可能であるように無形資産を完成する技術的実現可能性。
- (b) 無形資産を完成させ、それを使用し、あるいは販売する意図。
- (c) 無形資産を使用し、あるいは販売する能力。
- (d) 無形資産が将来の経済的便益を生じる可能性高いこと。

これは、企業が無形資産のアウトプット又は無形資産自体の市場の存在を立証するか、あるいは社内利用の場合は無形資産の有用性を立証しなければならない。

- (e) 開発を完成させ、無形資産を使用又は販売するための、適切な技術的資源、財務的資源、および他の資源の入手可能性
- (f) 開発中に、無形資産に帰属する支出を信頼性をもって測定する能力

なお、改訂国際会計基準第9号では、開発費について、以下の基準のすべてを満たすときには資産として認識が強制されていたが[RevisedIAS9, 1993, par.23]、国際会計基準第38号では、これを若干修正している。

- (a) 製品または製法が明確に定まっており、その製品または製法に帰属させる費用が識別でき、かつ信頼性をもって測定できること。
- (b) 製品または製法の技術的な実現可能性が証明されうること。
- (c) 企業が製品または製法を生産・販売又は使用する意図があること。
- (d) 製品または製法の市場の存在、あるいはそれが販売用でなく内部で使用されるものであるならば、企業にとっての有用性が証明されうること。
- (e) そのプロジェクトを完成し、製品または製法を販売または使用するための十分な資源が存在するか、またはその資源の入手可能性が証明されうること。

なお、無形資産が将来の経済的便益を生じる可能性高いこと（probable）について、国際会計基準の『財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and

Presentation of Financial Statement)』(1989年7月公表)では、par.85「将来の経済的便益の蓋然性(The probability of Future Economic Benefit)」において、次のようにのべている。

蓋然性(The probability)の概念は、ある項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入するか又は流出することが予想される不確実性の程度について言及している認識基準で用いられている。この概念は、企業活動の環境を特徴づける不確実性と一致している。将来の経済的便益のフローに伴う不確実性の程度の評価は、財務諸表が作成されるときに利用可能な証拠に基づいて行われる。たとえば、ある企業に対する受取勘定は、支払われるであろう可能性が高い場合には、資産として当該受取勘定を認識することは、反証がない限り、資産として正当化される。しかし、債権の母集団を大きくとった場合に、ある程度の不払いは、通常、起こりうるものと考えられる。したがって、経済的便益の予想される減少を示す費用が認識される。

さらに、資産の認識について、『財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク』の par.90の規定において、次のように述べている。

経済的便益が当該会計期間以降に企業に流入することが見込まれない支出が発生した時には、資産は貸借対照表においては認識されない。その代わりに、かかる取引は損益計算書において費用として認識される。この処理は、支出を発生させた経営者の意図が企業の将来の経済的便益を生み出すこと以外のものであったということや、経営者の判断が誤っていたということの意味するものではない。それは、経済的便益が当該会計期間以降に企業に流入するであろう確実性の程度が、資産の認識を保証するには不十分であるということだけを意味する。

以上のように、研究開発プロジェクトの開発活動から生じる無形資産については、国際会計基準第38号では、上記の6つの基準の立証が要求されるが、その場合、研究開発プロジェクトを完成し、使用し、無形資産から便益を得る資源の利用可能性は、たとえば必要な技術的・財務的・その他資源を示す事業計画ならびに、これらの資源を確保する企業の能力を示す事業計画によって立証される。ある場合には、その計画に資金出資をする与信者の指示書によって立証してもよい[IAS38, 1998, par.49]。また、内部的に生じた無形資産の測定の信頼性の証拠として原価計算システムが例示されている[IAS38, 1998, par.50]。このように、上記の立証の証拠として事業計画や与信先の報告書などが例示され、コストの測定の信頼性は原価計算によっても裏づけられる。

### (3) 費用計上の根拠

国際会計基準の制定にあたって、研究開発費の発生時費用計上するべきか、あるいは一定要件を満たす場合には資産処理するかについて活発な議論がされたが、国際会計基準委員会理事会によると、内部創出の無形資産に関するコストすべて(開発費を含む)の発生時に全額費用計上に賛成する

論者は以下の主張をしている[IASC, 1998b, par.21]。

国際会計基準の「フレームワーク」は、par.83において次の2つの要件を満たす場合には、財務諸表において資産として認識しなければならないと明記している。

- (a) その項目に関係する何らかの将来の経済的便益が企業へ流入する可能性が高い、及び、
- (b) その項目は確実に測定することができるコスト又は価値を有する。

ところが、内部創出の無形資産は、次の2つの理由から、この「フレームワーク」の資産認識要件を満たしていない。

ア．内部創出の無形資産から生ずる将来の経済的便益と内部創出のれんから生ずる将来の経済的便益とを明確に区別することはできない。

イ．内部創出の無形資産に関連したコストと内部創出のれんの追加支出に関連したコストとを確実に識別することは不可能である。

財務諸表の比較可能性が達成できない。内部創出無形資産から将来の経済的便益が生ずるか否かの決定に係る判断は過度に主観的であり、同様な状況において同様な会計処理とならない場合が生じる。

内部創出無形資産についての公正価値を活発な市場を参考にして決定できない場合、資産の回収可能価額を信頼可能性をもって評価することは可能ではない。活発な市場がない場合に、このような資産をゼロ以外の金額で評価することは投資家に誤解を与えることになる。

一定の規準を満たす場合、内部創出無形資産を原価で認識するという要求は、以下の理由から、判断に有効な又は予測的情報を殆どもたらさない。

- (a) 認識規準を満たすための技術的実行可能性及び事業上の成功を証明するためには、一般的に、多額の支出を費用認識しなければならない。したがって、内部創出無形資産として認識されたコスト額はその資産の支出総額を示さない。
- (b) 内部創出無形資産のコストは、資産の価値とは一切関係ない。

一部の国においては、内部創出無形資産を認識する企業に対し、財務諸表利用者は懐疑的である。

内部創出無形資産の認識を正当化し支持するに必要となる記録を維持するコストはその便益に比較して多額にかかり、正当化できない。

#### (4) 一定要件を満たす開発費の資産計上を支持する論拠

一定の基準を満たす内部創出無形資産(開発費から生ずる資産を含む)については、資産認識を強制する必要があるとする見解の支持者は以下のように主張する[IASC, 1998b, par.22]。

資産の定義及び認識規準を満たす場合の内部創出の無形資産の認識は「フレームワーク」と一致する。「フレームワーク」は par.49(a)において、資産を「過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と定義している。この定義は、資産の例として、企業がノウハウを秘密にすることによって、開発活動から発生することが予想される便益を支配するときに得られるノウハウを含んでいる(par.83も参照)。

企業は、ある場合には次に該当する。

(a) 一部の事例では、内部創出の無形資産から将来の経済的便益を入手する可能性が高いと企業が決定することは可能である。

(b) 一部の事例では、内部創出の無形資産のコストを内部創出のれんのコストから明確に区別することが可能である。

直近の20年間においては、無形資産に対する大規模な投資が行われている。多くの事例において、それらの投資は財務諸表に表示されておらず、また財務諸表作成者はそれらの情報をほとんど開示していない。したがって、以下のような不満が存在していた。

(a) 無形資産への投資を財務諸表で認識しないことは、企業の成果の測定を歪め、また無形資産への投資利益を正確に評価することを制限する。及び

(b) 無形資産への投資利益の追跡が粗略になるため、重要な資産への過大投資や過小投資のリスクを生ずる。このような作用を奨励する会計システムは、資本運用についての内部管理目的及び外部報告目的の双方に対し、ますます不適切なシグナルとなる。

米国における研究たとえば Lev&Sougiannis の研究[1996]によると、研究開発支出に関するコストと価値の関係が確立され、研究開発費の資産化が、投資家にとって価値ある情報をもたらすことがわかる。

資産価値について多少の不確実性が存在するという事実は、あるコストを資産として認識すべきではないと要求する正当な理由にはならない。

資産の認識にあたって、外部からの購入か又は内部での開発かを認識の要件としてはならない。特に、企業が無形資産の開発を外部に依頼したか否かにより、会計処理に相違があってはならない。

以上のように、研究開発費の費用処理あるいは、一定基準を満たす場合の資産計上について、種々の論拠が検討されたが、国際会計基準委員会理事会は、無形資産は外部から取得されたものと、開発活動や他の活動から生じたものであれ内部創出資産との取り扱いが異なるべきではないとの観点から、開発費についても、資産の定義要件ならびに認識基準を満たす場合は資産計上としたのである[IASC, 1998, par.23]。

### 3. 開発費の資産計上額

国際会計基準第38号は、開発費については一定基準を満たす場合には資産計上を規定するが、資産計上額は「標準処理」では、資産としての当初認識後の取得原価から償却累計額と減損累計額を控除した額である[IAS38, 1998, par.63]。

なお、「代替処理」として、再評価日の公正価値から再評価日以降の一切の償却累計額および減損累計額を控除した再評価額で測定することもできる。公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により資産が交換される価額から処分費用を控除した価額をいうので、開発費から生じる無形資産については活発な市場は存在しないので、再評価が適用される事例は実務上存在しないと考えられる。したがって、実務上「代替処理」は行われない。

#### (1) 取得原価

開発費は、有形固定資産と同様に当初認識時の測定は原価で行われる。また、認識済みの無形資産についての事後的支出は、既存の資産についての当初の評価された成果水準を超えて、将来の経済的便益が企業にもたらされる可能性が高まった範囲で資産の簿価に加算される。これは有形固定資産の場合の資本的支出の考え方と同様である。

国際会計基準第38号では、1度資産の認識基準を満たした資産については、その資産の使用可能になるまでの期間に生じた原価は帳簿価額に追加することを要求し、さらに、減損の規定を設けて、未だその目的に使用可能にならない無形資産（及び204以上の償却期間の無形資産）について毎年、回収可能性のテストを要求している[IAS38, 1998b, par.19]。

#### (2) 償却累計額

##### 償 却

資産計上した時は、経済的便益が企業によって消費されるパターンを反映する方法で定期的に償却する[IAS38, 1998, par.80]。無形資産の将来の経済的便益は時間の経過に伴い消費されるため、この消費として資産の帳簿価額を償却する。これは、残存価額控除後の資産コストまたは再評価額を資産の耐用年数（利用可能年数）にわたり費用として計画的に配分することによって達成される。

##### 償却期間

無形資産の償却可能価額は、その最善の見積耐用年数にわたり規則的基準により配分する。無形資産の耐用年数は、資産が使用開始されてから20年以内であり、反証がない限り、償却期間20年とされる[IAS38, 1998, par.79]。無形資産の将来の経済的便益は時間の経過に伴い消費されるため、その消費を反映するために資産の帳簿価額を減額することを要するが、これは、残存価額控除後の

資産の取得原価または再評価額を耐用年数にわたり費用として計画的に配分することにより達成される。

耐用年数は以下の諸要素を検討して決定される[IAS38, 1998, par.80]。

- (a) 企業が予定する使用方法、資産が別の経営管理者によって効率的に管理されるか否か。
- (b) 資産に対する典型的な製品ライフサイクル、類似する方法で利用される類似する形態の資産の耐用年数の見積に関する公的情報
- (c) 技術上の、科学技術的、あるいはその他のタイプの陳腐化
- (d) 資産が運用されている産業の安定性、および資産からアウトプットされる製品・サービス市場の需要の変化
- (e) 競争企業あるいは潜在的競争企業により予想される行動
- (f) 資産から期待される経済的便益を獲得するために必要な維持費の水準、こうした水準を達成するための企業の能力と意図
- (g) 資産の管理期間、関連リースの終了期限のような資産の使用に関する法的または類似の制限
- (h) 資産の耐用年数が企業の他の資産の耐用年数に依存するか否か

なお、技術の急速な変化のために、コンピュータ・ソフトや多くの無形資産は科学技術的陳腐化にさらされているので、耐用年数は短いと予想される[IAS38, 1998, par.81]。

#### 償却方法

償却方法は、資産の経済的便益が企業によって消費されるパターンを反映しなければならない。したがって、資産の経済的残存価額はゼロ以外の信頼性を持って測定できる場合を除いてゼロと仮定する。耐用年数について信頼できる測定が不可能な場合は、残存価額はゼロと仮定しなければならない。

償却方法として、定額法、定率法、生産高比例法があり[IAS38, 1998, par.89]、償却方法は予定する経済的便益の消費パターンに基づいて選択される。経済的便益が企業によって消費されるパターンを反映する方法を確実に決定できない場合には定額法によって償却する[IAS38, 1998, par.88]。

毎決算期末に償却年数や償却方法について再検討しなければならない。資産について予定耐用年数が従来の予定耐用年数と大きく相違する場合には、償却期間はそれに基づいて修正する。もし、資産から生じる経済的便益の消費についての予測パターンに大きな変化が生じた場合には、償却方法も変化したパターンを反映して変更する[IAS38, par.89]。

### (3) 帳簿価額の追加処理

無形資産認識後発生した支出額は、次の要件を満たすならば無形資産の帳簿価額に追加される[IAS38, 1998, par.60]。

- (a) こうした支出がその無形資産の当初見積もった達成基準を上回って将来の経済的便益を生じる可能性が高い。
- (b) こうした支出が、信頼可能性をもって、測定され、当該資産に帰属させることができる。

## 4 . 開発費の減損

国際会計基準第38号は、第36号『資産の減損 (impairment)』の基準 (1998年6月) に従うべきことを明確化している[IAS38, 1998, par.48]。資産の減損が発生している可能性を示す兆候がある場合には、回収可能価額 (recoverable amount) が帳簿価額より下落していないかどうか検討し、回収可能価額が帳簿価額より下落している場合には、その差額を減損 (impairment loss) として処理し[IAS38, 1998, par.7]、資産の帳簿価額を回収可能価額まで評価減を行う。

回収可能価額とは正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の価額である。正味売却価額は、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により資産が交換される価額から処分費用を控除した価額をいう。

一方、使用価値とは、資産の継続的使用とその耐用年数終了時の処分によって流入すると予測される見積将来キャッシュ・フローの現在価値をいう[IAS38, 1998, pars.97-99]。

開発費の場合、取引の知識がある自発的な当事者間での独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額を決定する基礎がない場合など、正味売却価格を決定することが不可能であるので、資産の回収可能価額として使用価値が採用される[IAS36, 1998, par.17]。

なお、(a)未だ目的に使用可能となっていない無形資産、ならびに(b)20年以上の償却期間の無形資産については、減損の兆候がない場合においても、毎決算期末に回収可能価額を見積り[IAS38, 1998, par.99]、減損テストを行い、帳簿価額より下落している場合には減損として処理しなければならない[IAS38, 1998, pars.100-101]。

未だ目的に使用可能となっていない無形資産は、そのコスト回収に必要な将来の経済的便益の創出能力は、通常、資産がその目的に使用可能となるまで多大の不確実性を伴う。したがって、目的に未だ使用可能とならない無形資産については、少なくとも毎年1回減損テストをすることが企業に要求される。

減損の明らかな証拠が必ずしも存在しない場合もあるため、無形資産の減損があるかどうかを識別することが困難な場合がある。資産の耐用年数が長いほど減損があるかどうかを識別すること

が困難であるため、使用可能になってから耐用年数20年以上の無形資産については、毎年の回収可能価額の算定を最低限企業に要求する。

なお、改訂国際会計基準第9号では、開発費の資産計上の金額を、次のように資産の回収可能価額の範囲に制限していた[RevisedIAS9, 1993, par.17]。

資産として認識されるプロジェクトの開発費は、さらに追加的に生じる開発費、これに関連する製造費用および製品を販売するために直接発生する販売費・管理費がある場合には、それらを控除後の将来の経済的便益により回収される可能性がある金額を超えてはならない。

また、プロジェクト開発費が資産の定義を満たしたとしても、将来の経済的便益が企業に流入することが不確実であるため、資産の認識基準を満たさない場合がある。このような場合、開発費は発生した期間の費用として認識され、次期以降の資産として認識されない[RevisedIAS9, 1993, par.18]。

これらの規定は国際会計基準第38号では廃止され、減損の規定が設けられている。

## 5. 開発費の使用価値の測定

国際会計基準第38号では、開発費を資産計上した場合に、取得原価から償却累計額を控除した金額が、使用価値よりも低い場合には、減損を計上する。したがって、開発費について使用価値の測定が必要となるが、使用価値については、国際会計基準第36号に規定されている。国際会計基準第36号では、使用価値について次のように規定し、さらに将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積りについて詳細に規定している。使用価値とは、資産の継続的使用とその耐用年数の最後における処分によって流入すると予測される見積将来キャッシュ・フローの現在価値をいう[IAS36, 1998, pars.26-56]。

すなわち、使用価値の見積りのためには、次の予測が必要である。

- (a) 当該資産の継続的使用及び最終的な処分から生じる将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローを見積もる。
- (b) 次に適切な割引率を適用する。

### (1) 将来キャッシュ・フローの予測

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎

使用価値の予測にあたっては、次の点を考慮する[IAS, 1998, par.27]。

- (a) キャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたる経済的条件に関する経営者の最良の見積もりを反映する合理的かつ支持し得る仮定を基礎にしなければならない。外部的証

拠により多くのウェイトが置かれるべきである。

(b) キャッシュ・フロー予測は、管理者によって承認された直近の財務予算・予測に基づかなければならない。もし、これらの予算に基づく予測は、長期予算が正当化し得ない限り、最長で5年間をカバーしなければならない。

(c) 直近の予算・予測によってカバーされる期間を越えるキャッシュ・フロー予測は、逓増率が正当化されない限り、後の年度に対し一定の成長率又は逓減率を使用して予算・予測に基づいた外挿法によって見積もる。この成長率は、より高い成長率を正当化し得ない限り、当該製品、産業又は企業または企業が活動している国あるいは、資産が用いられている市場に対する長期平均成長率を超えてはならない。

これについての事例を図表1に示す。

図表1 A国のキャッシュ生成単位の使用価値の第4年度末(2004年末)現在における計算

年	長期成長率	将来キャッシュ・フロー	15%の現価係数 <sup>(3)</sup>	割引将来キャッシュ・フロー
2005年		230 <sup>(1)</sup>	0.86957	200
2006		253 <sup>(1)</sup>	0.75614	191
2007		273 <sup>(1)</sup>	0.65752	180
2008		290 <sup>(1)</sup>	0.57175	166
2009		304 <sup>(1)</sup>	0.49718	151
2010	3%	313 <sup>(2)</sup>	0.4323	135
2011	-2%	307 <sup>(2)</sup>	0.37594	115
2012	-6%	289 <sup>(2)</sup>	0.32690	94
2013	-15%	245 <sup>(2)</sup>	0.28426	70
2014	-25%	184 <sup>(2)</sup>	0.24719	45
2015	-67%	61 <sup>(2)</sup>	0.21494	13
使用価値				1360

(注1) 国際会計基準第36号[IAS36, 1998]Appendix A.A32による。

(注2) 2005～2009年の将来キャッシュ・フローは経営者の正味キャッシュ・フロー予測の最良の見積りに基づく金額

(注3) 2010～15年の将来キャッシュ・フローは、逓減的成長率を用いた前年までの正味キャッシュ・フローからの外挿法に基づく金額

(注4) 現価係数は  $k = 1 / (1 + a)^n$  として計算した。ただし、aは割引率、nは割引期間。

5年間以上の長期にわたる将来のキャッシュ・フローに関する、詳細かつ、明確かつ信頼し得る予測は、一般に入手できない場合が多いので、将来キャッシュ・フローの見積りは、最長で5年間の直近の予算・予測に基づくべきである。もし経営者が5年以上の長期間の財務予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測が信頼可能であると自信があり、かつ、過去の経験に基づいてより長期

間の正確なキャッシュ・フローを予測する能力を実証できるならば、5年以上の長期間の財務予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測を利用する。

資産の耐用年数の終了までのキャッシュ・フロー予測は、後の年度の成長率を使用して、財務予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測を延長することによって見積もる。成長率に逓増率を用いると、製品や産業のライフサイクルのパターンに関する客観的な情報と一致していない場合には、この率は、通常一定率が又は逓減率を用いる。それが、妥当な場合には成長率はゼロかマイナスである[IAS38, 1998, par.29]。

状況が非常に有利な場合には競争者が市場に参入して成長を制限する見込みがあるため、企業は長期にわたる(例えば20年間にわたる)過年度の平均成長率を超えることは困難であろう。この成長率は通常、製品、産業又は企業が活動している単数若しくは複数の国々の、又は資産が利用されている市場の過年度の平均成長率を超えないと考えられる[IAS38, 1998, par.30]。

財務予算・予測からの情報を利用するにあたって、企業は情報が合理的かつ支持的な仮定を反映しているかどうか、資産の残存耐用年数におよぶ経済的状况についての経営者の最良の見積もりであるかどうかを考慮する。

上記の事例の場合に、2004年末に使用価値を予測する場合に、2005年から2009年までの5カ年間のキャッシュ・フローについては企業の予算に基づいて予測している。

キャッシュ生成単位(cash-generating unit)とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは大部分独立した継続的使用によるキャッシュ・インフローを生み出す識別可能な資産グループの最小単位をいう[IAS38, 1998, par.5]。

#### 将来キャッシュ・フローの見積りの構成要素

将来キャッシュ・フローの見積りは、次の事項を含まなければならない[IAS36, 1998, par.28]。

- (a) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローの予測
- (b) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを生成するため必然的に発生するキャッシュ・アウトフロー(資産使用の準備をするためのキャッシュ・アウトフローを含む)で、当該資産に直接帰属させ又は合理的かつ首尾一貫した基礎により配分することのできるキャッシュ・アウトフローの予測、及び
- (c) もしあれば、その耐用年数の最後における資産の処分によって受け取る(又は支払う)べき正味キャッシュ・フロー

#### インフレと将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の見積り

将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の見積りにあたっては、一般的なインフレによる物価の上昇についての仮定と首尾一貫しなければならない。それ故に、割引率は一般的なインフレによ

る物価の上昇の影響を含むならば将来キャッシュ・フローの見積りは名目価値で見積られる。もし、割引率の見積りが、一般的なインフレによる物価の上昇についての影響を除外している場合には、正味キャッシュ・フローは実質価値（将来の個別物価の上昇あるいは下落を含む）の観点から見積られる。

#### キャッシュ・アウトフローの予測と将来の間接費

キャッシュ・アウトフローの予測には、当該資産の使用に直接帰属させ得る又は合理的かつ首尾一貫した基礎により配分できる将来の間接費を含む。

#### 将来キャッシュ・フローの見積りから除外するもの

将来キャッシュ・フローの見積りから次のものは除外する。

(a) 二重計算を避けるため、将来キャッシュ・フローの見積りは次のものを含まない。

ア．検討中の資産からのキャッシュ・インフローとは独立した継続的使用からキャッシュ・インフローを生じる資産からのキャッシュ・インフローは含めない。

イ．キャッシュ・アウトフローの予測の見積りには、すでに負債として認識された債務に関するキャッシュ・アウトフローは（たとえば、支払、基金、準備金）含めない。

(b) 将来キャッシュ・フローは、現在の状況における資産に対して見積る。将来キャッシュ・フローの見積りには次によって生じると予想される見積将来キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを含まない。

ア．未だ決定していない将来のリストラ

イ．当初見積もられた業績標準を越えるような資産を改善し高めるような将来の資本的支出したがって、将来キャッシュ・フローの見積りには、当初見積もられた業績標準を越えるような、資産を維持し支持するのに必要な将来の資本的支出から生じる将来キャッシュ・フローは含まない。

(c) 将来キャッシュ・フローの見積りに、ア．財務活動から生じるキャッシュ・インフローおよびアウトフロー、イ．法人所得税の支払または還付は含まない。

## (2) 割引率

割引率(単数又は複数)は、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該資産に固有なリスクとの現在の市場評価を反映した税引前利率(単数又は複数)でなければならない。割引率は将来キャッシュフローが調整されるリスクを反映するべきではない[IAS36, 1998, par.48]。

貨幣の時間価値と当該資産に固有なリスクについて現在の市場評価を反映した率は、企業がその資産から生じると期待する投資に匹敵するキャッシュ・フローの額、タイミング、リスクを生じる投資を投資家が選択するならば要求する利回りである。この率は、類似の資産からの現在の市場取

引に暗示的な率、あるいは検討中の資産の用役潜在性やリスクという点で類似する単一資産(あるいは資産ポートフォリオ)を有する企業の加重平均資本コストから見積もられる。

資産固有の率を市場から直接に利用できない場合には、企業は割引率として別の代替率を利用する。その目的は次の市場価値をできる限り見積もることにある。

- (a) 資産の耐用年数の終了時までの期間の貨幣の時間価値
  - (b) 将来のキャッシュ・フローが金額とタイミングにおいて見積りとは異なるリスク
- 割引率の出発点として、企業は次のような率を考慮する[IAS36, 1998, par.51]。

- (a) C A Pモデル(Capital Asset Pricing Model)のような技法を用いて決定された企業の加重平均資本コスト
- (b) 当該企業の追加借入利率
- (c) その他の市場借入利率。

これらの利率は次のように修正される。

- (a) 予測されたキャッシュ・フローと関連した特定のリスクを市場が見積もる方法を反映するように調整される。
- (b) 予測されたキャッシュ・フローに関連しないリスクを排除するために調整される。なお、カントリーリスク、通貨リスク、価格リスク、キャッシュフローリスクのようなリスクを考慮する。

また、割引率は企業の資本構成とは独立している。

企業は、通常、資産の使用価値の見積りに単一の割引率を使用する。しかし、リスクの期間による相違や利率の期間構成が使用価値の見積りに重要な影響を有する場合には、企業は異なる将来の期間について異なる割引率を使用する。

## 6. むすび

国際会計基準第38号では、研究費については発生時に全額費用として処理し、開発費については、資産の定義要件および認識基準を満たすものについては資産として処理しなければならない。資産として処理された開発費は、毎期償却されるが、開発費の帳簿価額が使用価値より低い場合には減損として処理しなければならない。使用価値は将来キャッシュ・フローの現在価値であるため、その測定には将来キャッシュ・フローの見積りと、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く割引率の予測が必要となり、これらの予測が極めて重要な課題となっている。

(付記)本研究は平成11年度東洋大学特別研究の助成を受けて行った研究成果の1部である。

(注)

- (1) 国際会計基準第38号では、内部で創出されたのれん、ブランド、あるいは顧客リストなどは、原価についての信頼できる測定は困難と考えられるために、資産に計上してはならないと規定している[IAS38, 1998, par.51]

(引用・参考文献)

FASB No.2, *Accounting for Research and Development Costs*, 1974 (日本公認会計士協会国際委員会訳『財務会計基準書第2号 研究開発費の会計処理』、1974年)

International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 9, Accounting for Research and Development Activities*, 1978.

International Accounting Standards Committee, *Revised International Accounting Standard IAS 9, Research and Development Costs*, 1993 (日本公認会計士協会国際委員会訳『改訂国際会計基準第9号研究開発費』1993年)

International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard E60, Intangible Assets*, 1997 (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準公開草案第60号、無形資産(案)』、1997年8月)。

International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 36, Impairment of Assets*, 1998.

International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 38, Intangible Assets*, 1998a.

International Accounting Standards Committee, *Basis for Conclusions : IAS 38, Intangible Assets, and IAS 22 (revised 1998) Business Combinations, and Summary of Changes To E60 and IAS 22*, 1998b.

Lev, B. & T. Sougiannis, The Capitalization, Amortization and Value-Relevance of R&D, *Journal of Accounting and Economics*, 21, 1996.

NSF, *National Patterns of R&D Resources : 1994*, NSF, 1994.

青山監査法人・プライスウォーターハウス『国際会計基準ハンドブック新版』東洋経済新報社、1998年。

総務庁『科学技術研究調査規則』、総理府令第33号。

西川郁生『よくわかる国際会計基準 IAS』中央経済社、1999年。

西澤脩「研究開発費の会計処理基準」、『早稲田商学』379号、1998年12月。

日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号『研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針』1999年3月。

(2000年1月13日受理)